

18歳からは、責任のある立派な大人です

# 契約は慎重に！

## ※未成年者取消権

令和4年4月に成人年齢が18歳に引き下げられました。成人になると、一人で契約できる反面、未成年者取消権※が行使できません。契約するときは、その内容やリスクをよく考え、周囲の意見を聞いて慎重に行いましょう。

未成年者が契約するには、原則として、法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意が必要です。同意を得ずに契約した場合は、未成年者を保護するため、契約を取り消すことができます。



## ✓ 簡単にもうかる「うまい話」はない！

SNS やインターネット上で見かける「簡単に稼げる」「もうかる」という広告には要注意です。具体的な仕組みの説明がない、後から高額な契約を勧められたなど、**少しでもおかしいと思ったらきっぱり断ってください。**また、マッチングアプリなどで知り合った人から、暗号資産を使ったもうけ話などを勧められるケースも。「お金がない」と断ろうとしても借金をするよう持ちかけられたり、クレジット契約を勧められたりして強引に契約をさせられる場合もあります。望まない契約なら、「要りません」「やめます」と断ってください。

SNS を通じて人とつながれることはすてきなことです。残念ながら善人ばかりではありません。知らない人からの甘い誘いにはいったん立ち止まって考え、**判断できなければ、周囲の人や消費生活相談窓口**に相談しましょう。

## ▶相談先 一人で悩まず、契約する前に相談を！

いなべ市消費生活相談窓口 消費者ホットライン  
☎ 86-7833 または ☎ 局番無し 188 (いやや！)

平日 8:40 ~ 17:15 (年末年始を除く)

対象 市内在住・在勤者

※月・水・金曜日の 9:00 ~ 16:00 は、専門の相談員が対応します。

相談員が不在の時は、職員が事前の聞き取りをして、翌勤務日に相談員へ引き継ぎます。

三重県消費生活センター相談窓口  
☎ 059-228-2212

平日 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00  
(年末年始を除く)

急ぎの場合は、こちらへ電話してください。

## Link 読者の声

●フェアトレードに関する理解が曖昧だったのですが、今回の Link の記事といなチューブの動画と併せて学びました。価格が高いからと避けていたフェアトレード商品にも意識が向くようになるきっかけになりました。(猫のしもべ 20代)

●毎号、とても読みがいがあります。記事も見やすいです。見たい！！と思える広報っていいですね (みえっこ 40代)

Link3月号の感想を教えてください。

Link 読者アンケート▶



生活情報  
「まいめる」



携帯用  
「モバイルサイト」

### 救急医療情報

- 三重県救急医療情報センター ☎ 059-229-1199
- いなべ医師会(在宅当番医) 📄 <http://inabe-med.or.jp/>
- 医療ネットみえ 📄 <https://www.qq.pref.mie.lg.jp/>

### 人口情報(令和5年2月1日現在)

総人口: 44,741 (-56)  
世帯: 18,908 (-14)  
男: 22,957 (-32) 女: 21,784 (-24)

いなべ市情報誌 Link3月号(vol.232) 令和5年3月1日発行

発行/いなべ市 編集/企画部 広報秘書課 〒511-0498 三重県いなべ市北勢町阿下喜 31

☎ 0594-86-7740 📠 0594-86-7857 📄 <https://www.city.inabe.mie.jp/>

